

# 機動的かつ能動的な議会運営に関する検討結果

令和5年3月  
議会運営委員会  
議会改革検討小委員会

# 目 次

1	検討に至る経過	1
2	小委員会における検討経過	2
3	検討結果	3

## <別 紙>

別 紙	『地方議会に係る第33次地方制度調査会答申及び地方自治法の改正、当面の重要な政策課題等について』 (令和5年2月10日 議員力向上研修資料)	6
-----	---	---

## <参考資料>

資料1	議会改革に関する諮問	35
資料2	議会改革に関する検討組織の設置について	36

## 1 検討に至る経過

### (1) 菅谷議長からの議会改革の取組に関する諮問

京都府議会では、開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実に向けた様々な議会改革の取組を実施してきたところである。

新型コロナウイルス感染症の拡大や近年頻発する大規模災害、また、デジタル技術やICT化の進展などの社会の動きに対応するため、議会が果たす役割はますます重要になっているとともに、こうした議会が果たす役割を府民に的確に伝え、府議会に対する理解を深めていく取組は欠かせないものとなっている。

また、府民の信託を受けた議員としても、識見を持った活動を行うとともに、不断の研鑽に努めなければならないものである。

以上を踏まえ、令和3年7月5日、菅谷議長から議会運営委員会に対し、新たな議会改革の課題として、次の4点について議会改革に関する諮問が行われた。

- ① 感染症のまん延等の緊急事態や大規模災害の発生時において、府議会が二元代表制の一翼を担う府の意思決定機関としての機能を効果的に発揮できる仕組みづくりの検討
- ② 議員力の向上を図り、審議の充実や効果的な政策提案を行うため、デジタル技術やICTの活用促進を含めた、機動的かつ能動的な議会運営の検討
- ③ 府の意思決定機関としての府議会の活動を府民にわかりやすく発信し、府議会への理解を一層高めるため、現状の広報番組等の検証や新たなメディアの活用など、効果的な広報広聴の実施の検討
- ④ 府民への説明責任を果たすため、政務活動費の使途の一層の透明化・適正化に向けた政務活動費制度のあり方の検討

### (2) 令和3年度の検討経過

(1) による菅谷議長の諮問を受け、令和3年度には以上の各諮問項目について以下のとおり検討し、答申を行った。

諮問項目	検討組織	答申（令和4年3月14日）
①	議会改革検討小委員会 （令和3年7月6日設置）	緊急事態における府議会の機能発揮に関する検討結果
①、②のうち「京都府議会ICT利活用推進・実施計画」の進行に関すること	議会改革検討小委員会作業部会 （令和3年7月6日設置）	京都府議会ICT利活用推進・実施計画の進行に関する検討結果
③	広報広聴会議	効果的な広報広聴の実施の検討について検討結果報告書
④	理事調整会議	政務活動費制度の検討結果

### (3) 令和4年度の検討体制等

令和4年5月18日、議会運営委員会に委員12名で構成する議会改革検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、残された諮問項目である「②議員力の向上を図り、審議の充実や効果的な政策提案を行うため、デジタル技術やICTの活用促進を含めた、機動的かつ能動的な議会運営の検討」を行い、ここにその結果を報告するものである。

なお、小委員会に設置した作業部会においては、令和5年度から引き続き、諮問項目①、②のうち「京都府議会ICT利活用推進・実施計画の進行に関すること」を検討しており、その結果については別途「京都府議会ICT利活用推進・実施計画の進行に関する検討結果（二次答申）」として報告する。

## 2 小委員会における検討経過

### (1) 委員（12名）

- 委員長 池田 正義（自民）
- 委員（自民） 石田宗久、中島武文、宮下友紀子、青木義照、古林良崇
- （共産） 光永敦彦、馬場紘平
- （府民） 平井齊己、梶原英樹
- （公明） 諸岡美津、小鍛冶義広

### (2) 検討の経過

以下のとおり、計8回にわたる検討を行い、この報告書を取りまとめたものである。

- |                         |     |                |
|-------------------------|-----|----------------|
| R 4. 5. 18              | 互 選 | 委員長の選任、今後の進め方等 |
| R 4. 6. 21              | 第1回 | 令和4年度の検討の進め方   |
| R 4. 7. 25              | 第2回 | 検討事項協議（1）      |
| R 4. 10. 5              | 第3回 | 検討事項協議（2）      |
| R 4. 12. 5              | 第4回 | 令和4年度を取組案（1）   |
| R 4. 12. 14             | 第5回 | 令和4年度を取組案（2）   |
| <R 5. 2. 10 議員力向上研修の実施> |     |                |
| R 5. 2. 27              | 第6回 | 議員力向上研修の結果まとめ  |
| R 5. 2. 28              | 第7回 | 答申案取りまとめ（1）    |
| R 5. 3. 7               | 第8回 | 答申案取りまとめ（2）    |



### 3 検討結果

#### (1) 近年の議会改革に係る検討結果を踏まえた議員力向上研修の実施

議会改革に係るこれまでの議論において、平成 28 年度以降、議会運営に係る検討を行い、以下の結論を得ているところである。

##### ① 本会議関係

- ・ 本会議の質問質疑のあり方（代表質問のあり方及び定例会の開催回数）に関しては、現状の運営方法等を維持すべきである。（平成 29 年 3 月答申）
- ・ 定例会の会期のあり方、臨時会のあり方に関しては、臨時会の機動的な開催により執行機関に対するガバナンスの機能を果たしていることから、現時点では、通年議会を導入する必要はない。（令和 4 年 3 月答申）

##### ② 常任委員会関係

- ・ 常任委員会の委員会数、委員定数、設置期間、役員構成等に関しては、いずれも現状の運営方法等を維持すべきである。（平成 29 年 3 月答申）
- ・ 常任委員会は、議案の審議、請願の審査のほか、知事等が執行する施策・事務事業の点検、監視、評価を行う上で、大変重要なことから、執行部への監視機能を引き続き果たしていくため、現状どおりとしてはどうか。（平成 31 年 3 月答申）

##### ③ 特別委員会関係

- ・ 特別委員会の委員会数やテーマの設定、正副議長を除く全議員が参画している現在のスキームは、府議会としてこれまで積み上げてきたものであり、現時点での必要な考え方がしっかりと織り込まれているため、現状どおりとする。（令和 3 年 3 月答申）

以上のように、「審議の充実や効果的な政策提案」に関する議会運営については、これまでの議会改革の議論において、会派間で協議した上で、一定の結論を得ているところである。

こうしたことを踏まえ、令和 4 年度においては、更なる議会改革の検討を行うためには、外部から新たな知見を得る必要があるとの考えに基づき、全議員を対象とした議員力向上研修を次のとおり実施した。

- 日 時 令和5年2月10日（金） 午前10時30分～11時50分
- テーマ 地方議会に係る第33次地方制度調査会答申及び地方自治法の改正、当面の重要な政策課題等について
- 講 師 全国都道府県議会議長会 青木 信之 事務総長
- 内 容

令和4年12月28日に内閣総理大臣に提出された第33次地方制度調査会の「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（以下「地制調答申」という。）の内容を中心に、議会の位置づけ等の明確化、本会議のオンライン開催や議会に関連する手続のオンライン化、地方議会からの国への意見書の活用・デジタル化、議会のハラスメントの防止など、地方議会に関する改革の状況や課題についての講演を受けた。（詳細：別紙）

## (2) 議員力向上研修を踏まえ、府議会が今後取り組むべき事項

会派を超えて議員が一堂に会し、国の動き等を学ぶ今回の議員力向上研修は非常に有意義であったため、今後も同様の研修を行ってはどうかと考える。

また、この議員力向上研修を踏まえ、今後府議会が取り組むべき事項を以下に示すものである。

### ① 京都府議会基本条例に基づく検証

議会の位置づけ等の明確化については、三議長会（全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会）が国へ要請を行ってきており、地制調答申においても、「議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる」とされ、国において地方自治法の改正案が取りまとめられたところである。

府議会においては、平成22年に制定した京都府議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）において、既に「議会の位置づけ等」を明文化し、議会・議員活動の基本としている。

議会基本条例については、「府民の期待や情報化等の社会の進展に応じた政策提案・提言機能を一層高める取組の実施について（平成30年3月答申）」において、定期的（1期4年や2期8年ごと）に検証を行うこととされており、今回の地制調答申に基づく地方自治法の改正を機に、審議の充実や効果的な政策提案など、議会基本条例に規定されている府議会の権能や議員の役割が十分発揮されているか検証することが考えられる。

## ② 府民に開かれた議会のための取組等について

地制調答申では「議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようになるための取組を進めていくことが必要」としており、その際のデジタル技術等の活用の重要性についても記載されている。

府議会では、コロナ禍においては出前高校生議会（高校生と府議会議員の意見交換会）について、一部をオンラインで実施するなど、デジタル技術を活かした府民との交流に取り組んでいる。

また、情報発信については以前よりSNSを活用しているほか、令和3年3月に策定した「京都府議会ICT利活用推進・実施計画」に基づき、試行的に委員会のペーパーレス運営を行い、令和4年度より委員会資料を議会HPに掲載するとともに、聴覚バリアフリーの観点から、令和4年12月定例会から代表・一般質問や総括質疑について、リアルタイム字幕配信を開始するなど、新たな取組も行っている。

進展するデジタル技術を効果的に活用し、府民との交流や府民への情報公開の充実など、府民に開かれた議会のための取組を検討していくことが考えられる。

なお、緊急事態においても議会を機能させていくためのデジタル技術の活用については、地方自治法の改正内容やこれまでの府議会のあり方についての議論、今年度の作業部会における議論等を踏まえて検討していく必要があると考えられる。

# 地方議会に係る第33次地方制度調査会答申 及び地方自治法の改正、 当面の重要な政策課題等について

## 全国都道府県議会議長会

### 目次

- 地方議会の課題に関するPT提言について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 地方自治法の一部改正(請負禁止の緩和等)について・・・・・・・・・・ 3
- 地方議会に係る第33次地方制度調査会の答申について・・・・・・・・・・ 7
- 答申等を踏まえた地方自治法改正案について・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 議会に関連する手続のオンライン化について・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 地方議会からの意見書の活用・デジタル化に係る  
参議院の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 議会のデジタル化に係る本会の取組について・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 議会のハラスメントの防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 地方議会に関する参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 令和5年度地方財政対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 当面の重要な政策課題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

# 地方議会の課題に関するPT提言について

1

## 自民党総務部会地方議会の課題に関するプロジェクトチーム(PT)提言概要

### 地方議会PTでの議論

- 三議長会や総務省からの報告聴取、学識経験者からのヒアリング等を実施し、令和3年4月7日、「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」を取りまとめ。

#### <PTの主な役員>

- 座長 石田真敏衆院議員
- 幹事長 橘慶一郎衆院議員
- 事務局長 あかま二郎衆院議員

### 地方議会PT提言の内容

#### (1) 地方制度調査会で議論し、結論を得るように政府に申し入れ

- ・ 地方議会の位置付けや議員の職務等を地方自治法に明確化
- ・ 首長と議会の権限のあり方
- ・ 各団体の課題と特性に応じた議会、議員、処遇等のあり方
- ・ 立候補に伴う休暇保障の法制化 等

地方議会の意思決定機関としての位置付けや議員の職務等について、**令和5年の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すべきである**

#### (2) 議員立法、各党・各会派で協議

- ・ 請負禁止の範囲の明確化、緩和
- ・ 災害等の場合の招集日の変更
- ・ 地方議員の厚生年金への加入
- ・ 選挙制度 等



**地方自治法改正**  
(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

※3国会(令和3、4年常会、令和4年臨時会)にわたる会派間調整を経て、自民、立民、維新、公明、国民の5会派共同で法案提出)

#### (3) 地方議会、全国議長会が自ら実施

- ・ 議員活動をサポートする体制の強化
- ・ 議員活動費の使途の明確化 等
- ・ 若者や女性などの人材育成の場作り
- ・ 議会報告、視察の結果報告等の充実

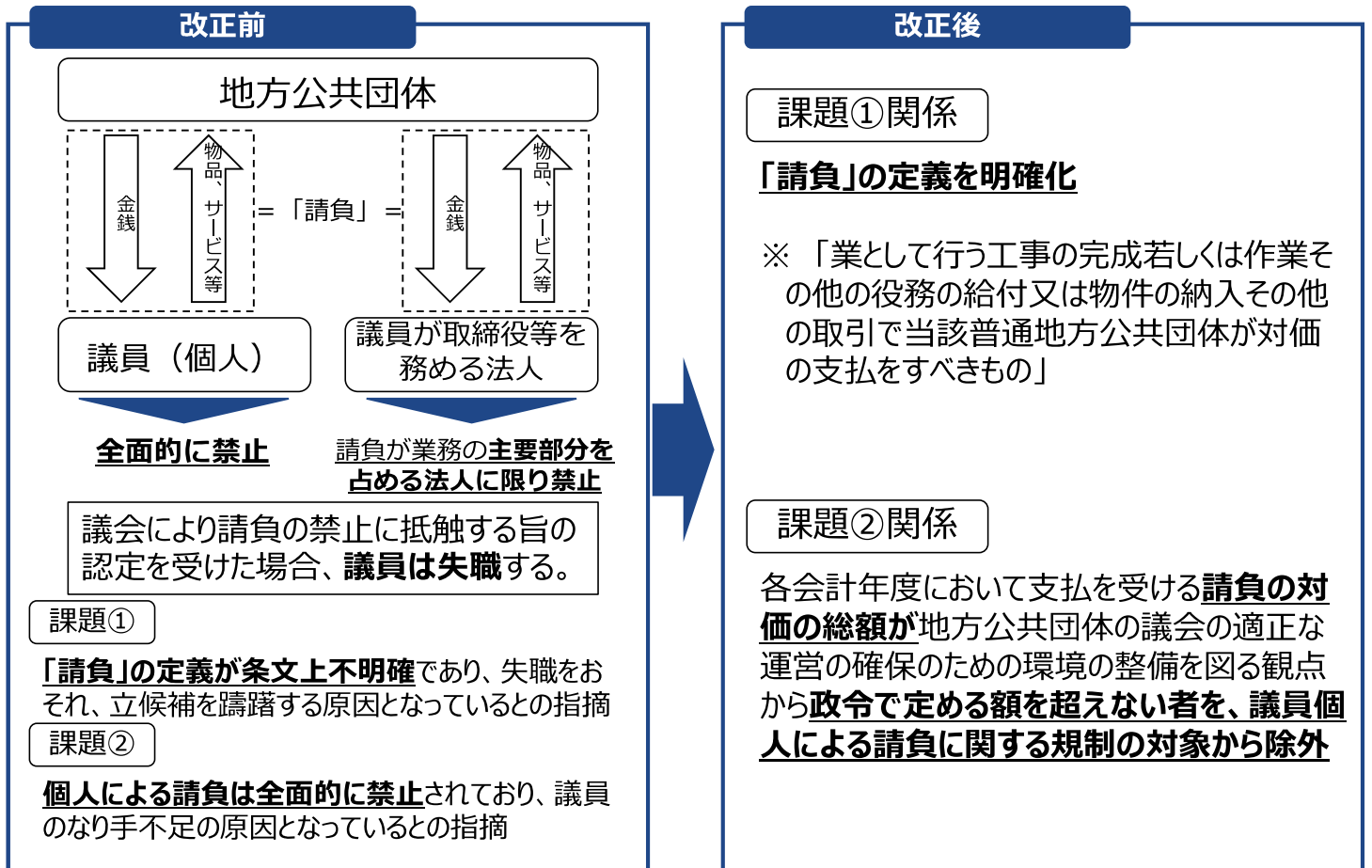
2

# 地方自治法の一部改正(請負禁止の緩和等)について

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

3

## 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和 (地方自治法第92条の2関係)



4

# 地方自治法の一部を改正する法律案(請負禁止の緩和等)に対する附帯決議等

## 衆議院総務委員会及び参議院総務委員会 における附帯決議

政府は、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。
- 二 地方公共団体の議会の議員の選挙について、多様な人材の議会への参画につながるよう、地方制度調査会の答申や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。
- 三 地方議会におけるオンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、オンラインによる委員会の円滑な開催に資するよう、各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。
- 四 地方議会におけるオンラインによる本会議の開催について、国会における今後の取扱いのほか、オンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、丁寧に検討を進めること。

(令和4年12月6日衆議院総務委員会。同月9日参議院総務委員会でも同内容の附帯決議)

## 総務大臣通知

(令和4年12月16日総行第351号)

第一 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に関する事項

- 4、上記2の改正（議員個人による請負に関する規制の緩和）に伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、**各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。**

○町村議長会を中心に、三議長会で、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組(例)について検討中

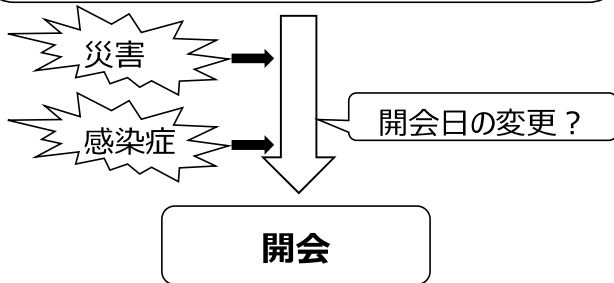
○取組(例)は、改正法の施行(令和5年3月1日を予定)に間に合うよう、各議会に情報提供を行う予定

## 災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備(地方自治法第101条関係)

### 改正前

#### 首長(議長)による議会の招集

- ・都道府県：開会の日前7日までに告示及び市
- ・町村：開会の日前3日までに告示



#### 課題

招集の告示をした後、**開会の日**に議員の応招が困難な事態が発生した場合の対応が不明確。

※招集の告示の後、開会の日を変更することはできないとする行政実例がある(昭和26年9月10日)

### 改正後

#### 法律の明文化

- ① 招集の告示をした後に当該招集に係る**開会の日**に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る**開会の日**の変更をすることができることが法文上明確化された。
- ② **開会の日**を変更した場合においては、**変更後の開会の日及び変更の理由**を告示しなければならないこととされた。

# 地方議会に係る 第33次地方制度調査会の答申について

(令和4年12月28日総理に提出)

7

## 自民党地方議会PT提言から第33次地制調発足までの本会の主な動き

年月日	内容
令和3年 4月7日	自民党総務部会「地方議会の課題に関するPT」（座長：石田真敏 衆議院議員）が、政府において「地方議会の意思決定機関としての位置付けや議員の職務等について、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すべき」とする提言を取りまとめ
7月14日	本会が第169回定例総会で「地方議会の団体意思決定機関としての位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議」を決定（政府・政党に要請）
10月28日	本会が第170回定例総会で「地方議会の団体意思決定機関としての位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議」を決定（政府・政党に要請）
11月24日	三議長会が「多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会」を開催し、地方議会の団体意思決定機関としての位置付け等を法律上明確化すること等を求める大会決議を決定（政府・政党に要請）
令和4年 1月12日	本会が役員会で「地方議会の団体意思決定機関としての位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議」を決定（市・町村議長会も同様の決議を決定し、2月7日の第33次地方制度調査会第1回専門小委員会で配付）
1月14日	第33次地方制度調査会発足

8



## 第33次地方制度調査会について①

### 地方制度調査会とは

- 内閣総理大臣の諮問に応じ、**地方制度に関する重要事項を調査審議**するため、内閣府の附属機関として設置
- 委員は、国会議員、**地方六団体代表者**、地方制度に関し学識経験のある者等で構成(30人以内)
- 委員の任期は2年

### メンバー

#### 学識経験者 18名(専門小委員会委員)

市川 晃 住友林業(株)代表取締役【会長】  
 大山 礼子 駒澤大学教授【副会長】  
 山本 隆司 東京大学教授【委員長】他15名

#### 国会議員 6名

あかま二郎 衆議院議員  
 坂本 哲志 衆議院議員  
 重徳 和彦 衆議院議員  
 馬場 伸幸 衆議院議員  
 江島 潔 参議院議員  
 岸 真紀子 参議院議員  
 (令和4年12月21日現在)

#### 地方六団体 6名

平井 伸治 全国知事会会長  
**柴田 正敏 本会会長**  
 立谷 秀清 全国市長会会長  
 清水 富雄 全国市議会議長会会長  
 荒木 泰臣 全国町村会会長  
 南雲 正 全国町村議会議長会会長

### 岸田内閣総理大臣からの諮問事項

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係**その他必要な地方制度のあり方**について、調査審議を求める。

地方議会を  
調査審議

## 第33次地方制度調査会について②

### 地方議会に関する審議状況等

#### <総会>

- 第1回(令和4年1月14日)
  - ・総理大臣諮問・総務大臣懇談等
- 第2回(6月3日)
  - ・審議項目の決定
- 第3回(12月21日)
  - ・「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申(案)」について  
⇒同月28日、岸田内閣総理大臣に手交

#### <専門小委員会>

- 第1回(令和4年2月7日)～第5回(7月25日)
  - ・ヒアリング等
  - ※第3回(4月13日)は三議長会からヒアリング
- 第6回(8月22日)～第9回(11月28日)
  - ・地方議会の位置付け等について

### 答申を受けた岸田総理の発言

<令和4年12月28日 総理大臣官邸>

- 今後、法制上の措置を含め、必要な対応を政府としても考えていきたい

### 今国会における岸田総理の施政方針演説(抜粋)

<令和5年1月23日 衆・参議院本会議場>

- 地方創生を進め、地方が元気になること。それが日本経済再生の源です。  
(略) 地方議会活性化のための法改正にも取り組みます。

多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申の概要

1. 議会についての現状認識と課題

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%  
 【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%  
 ※女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向

- 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

2. 議会における取組の必要性

➢ 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

<p><b>① 多様な人材の参画を前提とした議会運営</b></p> <p><b>勤労者等の議会参画</b>                  ➔ 夜間・休日等の議会開催等</p> <p><b>女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画</b>                  ➔ ハラスメント相談窓口の設置                  会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等</p> <p><b>小規模市町村における処遇改善</b>                  ➔ 議員報酬の水準のあり方を議論</p> <p><b>③ 議長会等との連携・国の支援</b>                  ➔ ハラスメント対策に関する議長会の調査</p>	<p><b>② 住民に開かれた議会のための取組</b></p> <p><b>デジタル技術を活用した情報発信の充実</b>                  ➔ SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化にあわせた情報公開の充実等</p> <p><b>住民が議会に参画する機会の充実</b>                  ➔ 住民と政策や議会運営を考える場(例：政策サポーター、議会モニター)</p> <p>➔ デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援</p>
--	--

3. 議会の位置付け等の明確化

➢ 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるといいう位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定(職務を行う上での心構えを示すもの)

4. 立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討すべき。  
※就業規則における対応
- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

5. 議会のデジタル化

- 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。
  - ・ どのような場合に可能とするか。
    - ① 事由を問わず幅広く可能
    - ② 原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
    - ③ 引き続き議場での出席を前提にしつつ、議事定足数を緩和して、オンラインで参加
  - ・ 本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。  
※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.1.1現在)
- 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。

11

(参考) 共同通信社による地方議会アンケート①



(秋田魁新報 令和5年1月29日朝刊から引用)

12





(秋田魁新報 令和5年1月29日朝刊から引用)

### 答申について①

※下線は本会事務局

#### 第1 議会についての現状認識と課題

- 新型コロナウイルス感染症のまん延等に際して、地方公共団体が必要な対応を行うため、議会においては、条例、予算、国への意見書等の審査や議決が数多く行われている。大規模災害、感染症のまん延等の事態においても、住民のニーズを適切に汲み取り、納得感のある合意形成を行う観点から議会が果たす役割は大きい。
- 今後、我が国全体の人口構造は大きく変容し、大都市圏を含め、全国的に人口減少と高齢化が進行する。地方公共団体の経営資源がますます制約される一方、住民ニーズや地域課題は多様化・複雑化し、地域において合意形成が困難な課題が増大することが見込まれるが、そのような中で、資源制約を乗り越え、持続可能で個性豊かな地域社会を形成していくためには、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する議会の役割がより重要となる。また、地域社会においては、行政のほか、コミュニティ組織やNPO、企業等の多様な主体が、組織の枠を越えて、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要であり、これらの多様な主体の参画を得る観点からも、議会の役割は重要である。
- このような役割を議会が果たしていくためには、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要である。
- しかしながら、第32次地方制度調査会においても指摘されたように、現実には、例えば、議会の議員の構成は、住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低いなど、多様性を欠く状況が続いている。近年の地方議会議員選挙においては、投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっており、住民の議会に対する関心の低下を指摘せざるを得ない。とりわけ、女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向にあり、議会が性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることは、繰り返される一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせていると考えられる。この結果、意欲のある住民が立候補を思いとどまるようになるなど、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている面がある。
- また、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが進展する中で、デジタル技術が、新型コロナウイルス感染症のまん延等における社会経済活動の継続や、多様な主体が連携した地域の課題解決のためのツールとして有用であることが広く認識されるようになったところであり、議会がその役割を發揮する上でデジタル化への対応はますます重要になっている。

## 答申について②

### 第2 議会における取組の必要性

#### 1 多様な人材の参画を前提とした議会運営

- (前略) 多様な人材が議員として議会に参画するためには、各議会において議会運営上の工夫を行い、女性や若者、勤労者等がより議会に参画しやすくなるような環境を整備することが必要である。(後略)

#### 2 住民に開かれた議会のための取組

- 住民に開かれた議会を実現するためには、各議会において、議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようにするための取組を進めていくことが必要である。こうした取組は、多様な人材を議員のなり手として長期的・継続的に涵養していくことにもつながる。
- その際には、デジタル技術等を活用し、住民への情報発信を多様化し、更に充実させていくことも重要である。近年では、若者、障害者等への積極的な情報発信のために、SNSを活用した議会情報の発信や字幕付き映像等による議会中継の配信等を行っている事例や、住民とのコミュニケーション手段の多様化の観点から、住民との意見交換会等をオンラインにより行っている事例も見られる。また、タブレット端末の活用による審議のペーパーレス化も進んでいるが、これを議会への提出資料の住民への情報公開の契機にしていくことも考えられる。(後略)

#### 3 議長の全国的連合組織等との連携・国の支援

- 多様な人材の参画を促すための議会運営上の工夫や住民の議会に対する理解を促進する取組については、一部の議会において取組が進んでいるものの、未だ広がりや限定的なものも多い。各議会において自主的な取組を進めていくことが基本であるものの、取組を広げていく上では、議長の全国的連合組織において、人的支援や先進的な事例・手法の共有、研修等の取組を積極的に進めていくことが重要である。(略)
- また、議会におけるデジタル技術の活用を進めていくためには、技術的・財政的な課題があるとの指摘があり、特に小規模団体において取組が進んでいない状況にあることから、国や議長の全国的連合組織において必要な支援を行い、デジタル化の取組を促すことも検討すべきである。(後略)

15

## 答申について③

### 第3 議会の位置付け等の明確化

- 議会自身による多様な人材の参画を前提とした議会運営や住民に開かれた議会の実現に向けた取組のほか、議会が果たすべき役割、議員の活動のあり方等を含めて、住民との議論も重ねながら、地域の実情に応じて、議会の目指すべき姿を明確化していく取組は数多くの地域で見られる。その上で、議会の目指すべき姿が議会基本条例などの形で定められることもある。これらは、議会の活性化に向けて、住民とともに持続的な取組を行っていく観点から意義があるものと考えられる。
- 他方、一部に、議会が必ずしも求められる役割を果たしていないような事例や、住民の信頼を損ないかねない議員の行為の事例も見られる。こうしたことがないようにするためにも、議会がその重要な役割・責任を十分に果たすよう、議会や議員がそれぞれの立場において、その重い役割や責任を自覚することが何よりも重要である。

16

□ これを踏まえ、議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。具体的には、地方自治法の議会の設置根拠の規定に、

議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという地方公共団体における議会の位置付けを追記すること、

地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定すること、

議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実に職務を行わなければならないことを規定すること

が考えられる。この際、特に、議員に関する規定は、職務を行う上での心構えを示すものであり、新たな権限や義務を定めるものではなく、本来の議員の職務以外の不適切な行為を正当化し、助長するようなことにならないよう、十分留意すべきである。

<参考>

地方議会の位置付けの法律上の不明確さ

国会議員

<憲法>  
第四十一条 国会は、**国権の最高機関**であつて、**国の唯一の立法機関**である。

第四十三条 **両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。**  
② (略)

地方議会議員

<憲法>  
第九十三条 地方公共団体には、**法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。**

② 地方公共団体の(略) **議会の議員(略)は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。**

<地方自治法>

第八十九条 普通地方公共団体に**議会を置く。**

(参考) 令和2年11月25日最高裁判決

[判決の概要]

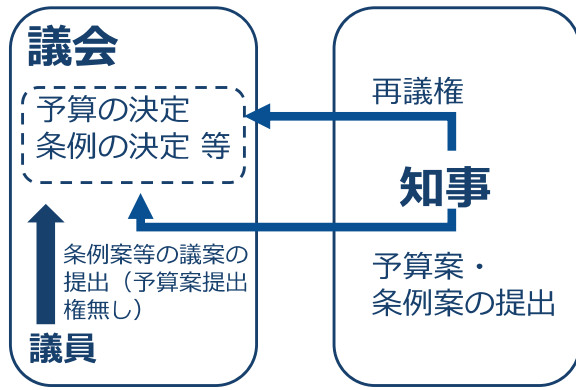
地方議会議員に対する出席停止の懲罰が司法審査の対象とならないとした昭和35年10月19日最高裁判決を変更し、司法審査の対象になるとしたもの(宮城県岩沼市議会の事案)

憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する基本原則として、その施策を住民の意思に基づいて行うべきものとするいわゆる住民自治の原則を採用しており、**普通地方公共団体の議会は、憲法にその設置の根拠を有する議事機関として、住民の代表である議員により構成され、所定の重要事項について当該地方公共団体の意思を決定**するなどの権能を有する。(略)

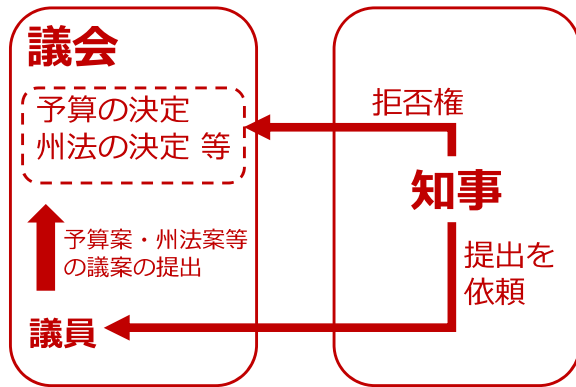
議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会が行う上記の各事項等について、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うものである。(略)

出席停止の懲罰は、上記の責務を負う公選の議員に対し、議会がその権能において科する処分であり、これが科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、**住民の負託を受けた議員としての責務**を十分に果たすことができなくなる。

## 日本の地方議会



## アメリカ州議会



	日本の地方議会	アメリカ州議会 ケンタッキー州議会の例
議会と知事の選出	知事と議員はそれぞれ住民により直接選出	知事と議員はそれぞれ住民により直接選出
法案(条例案)の提出	議員と知事がそれぞれ提出できる。	提出権は議員のみが持ち、知事には提出権がない。
予算の決定	知事が予算案を調製し、議会に提出。議会で決定	提出権は議員のみが持ち、知事には提出権がない。
再議権・拒否権	一般的再議権・特別再議権	一般的拒否権 ※ 州議会によっては項目別拒否権あり。

## 答申について⑤

※下線は本会事務局

### 第4 立候補環境の整備

- 勤労者の地方議員への立候補に関しては、労働基準法第7条の規定により、法定の選挙運動期間中の選挙運動のために必要な時間を請求した場合は、使用者はこれを拒んではならないとされている。一方で、選挙運動のための時間が与えられた場合に、それが休暇として取り扱われるか等については、各企業の判断に委ねられている。また、必要な時間が著しく長期にわたる場合に、解雇や配置転換等の不利益取扱いをすることまで禁止されているとは解されていない。
- さらに勤労者が立候補しやすい環境を整備するため、法制度として、立候補に伴う休暇の規定を設けることや、休暇を取得したことを理由とした不利益取扱いを禁止すること等は、個々の企業の事情に関わらず勤労者の立候補を促進するものとして、有効な方策の一つと考えられる。
- 一方で、法制度として一律に設けることとする場合、事業主負担をどのように考えるかという課題や、立候補に伴う休暇や不利益取扱いの禁止は参政権の行使に関わる問題であることから、地方議会議員選挙のみを対象とし、国会議員選挙や長の選挙に先行させることについてどう考えるかという課題がある。

- また、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少下における人材確保の必要性等を背景として、副業や兼業が増加傾向にある。議員に当選した後においても、引き続き企業に勤務しながら議員活動を行うことも考えられるところ、副業・兼業は各企業の就業規則において、これを認める取扱いとすることが可能である。
- これらを踏まえると、法制化については、上記の課題について引き続き検討することとしつつ、まずは、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等について、各企業に要請していくことを検討すべきである。
- なお、公務員の立候補制限や議員との兼職禁止の緩和については、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

＜参考＞ 地方自治法の一部を改正する法律（請負禁止の緩和等）の附則（抜粋）

- 1 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。



## (参考) 総務省、三議長会による経済団体への要請活動①

### ◎日 程

○令和5年1月26日(木)

### ◎要請者

<総務省>

○尾身朝子 総務副大臣

<議長会>

○柴田正敏 本会会長

○清水富雄 全国市議会議長会会長

○南雲 正 全国町村議会議長会会長

### ◎要請趣旨

○地方議会に関しては、女性や若者、勤労者などの多様な層の住民の参画を促進していくことが重要

○勤労者が安心して立候補できるよう、企業の就業規則に、第33次地方制度調査会答申で明記された次の事項について御協力をお願いしたい。

- ・立候補に伴う休暇制度を設けること。
- ・議員との副業・兼業を可能とすること。

### ◎要請先

<日本経済団体連合会>

○藤原清明 専務理事

○岩崎一雄 常務理事

<全国中小企業団体中央会>

○佐藤哲也 専務理事

○佐久間一浩 事務局次長

○大谷武士 労働政策部長

<日本商工会議所>

○久貝 卓 常務理事

○荒井恒一 理事・事務局長

○五十嵐克也 理事・企画調査部長

○大下英和 産業政策第二部長

### ◎要請を受けた経済3団体の主な反応

- ・本日の要請について、傘下団体、企業に対する周知を行いたい。
- ・議会に参画しやすい環境を双方で整えていくことが重要

21

## (参考) 総務省、三議長会による経済団体への要請活動②

令和5年1月26日

日本経済団体連合会  
全国中小企業団体中央会  
日本商工会議所

### 勤労者の地方議員への立候補のための環境整備に関する要請書

(略)

貴団体におかれましては、(略)各企業が次の事項に取り組んでいただけるよう、傘下団体・企業に対する周知について、御協力をいただきますようお願いいたします。

- 1 地方議会議員選挙において、勤労者が容易に立候補をすることができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則について必要な見直しを行い、立候補に伴う休暇制度を設けることや、立候補した勤労者に対し解雇や減給等の不利益な取扱いをしないこととしていただくこと。
- 2 企業に勤務しながら議員活動を行うことができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行うことにより、議員との副業・兼業を可能とさせていただくこと。

総務大臣

松本剛明

### 地方議会議員の立候補環境の整備について

ー多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けてー

○女性や若者等多様な人材の地方議会への参画につなげるため、第33次地方制度調査会答申で明記された、次の事項について、格別の配慮をお願いしたい。

企業の就業規則において、

- 1 立候補に伴う休暇制度を設けること。
- 2 議員との副業・兼業を可能とすること。

令和5年1月26日

全国都道府県議会議長会会長 柴田 正敏

全国市議会議長会会長 清水 富雄

全国町村議会議長会会長 南雲 正

22

第5 議会のデジタル化

1 議会へのオンラインによる出席

- 議会へのオンラインによる出席に関し、委員会については、地方自治法上、委員会に関し必要な事項は条例で定めるとされており、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等の観点から、条例改正等の措置を講じた上でオンラインにより出席することは可能であると解されている。一方で、本会議については、地方自治法上、議決や定足数の要件として「出席」が求められており、この「出席」は現に議場にいるものと解されている。
- 委員会へのオンラインによる出席の事例はまだ限定的であるが、感染症のまん延や災害の発生等の緊急時に審議を行えることや、育児・介護等の事情により議場に来ることが困難な者も審議に参加できるようになるメリットがあると指摘されている。一方で、表決の際の賛否確認や、通信が途切れた場合の取扱い等について課題も指摘されている。
- 本会議へのオンラインによる出席については、多様な人材の議会への参画に途を開く観点等から、これを可能とすべきであるとの意見がある。この点に関しては、
  - ・オンラインによる出席を例外的な取扱いとせず、事由を問わず幅広くオンラインによる出席を可能とする考え方がある一方、

- あくまで現に議場にいるという意味での出席を原則とした上で、
  - ・育児・介護中の者や障害者、妊産婦等の議場に来ることが困難な者の議会への参画に途を開く観点から、個人の事情を含めて、現在、会議規則で欠席が認められているような正当な事由がある場合にはオンラインによる出席を可能とする考え方
  - ・大規模災害、感染症のまん延等に際して議会機能を維持する観点から、現に議場にいるという意味での出席が困難な事態が生じた際に、議会機能を維持するために必要がある場合にはオンラインによる出席を可能とする考え方がある。このほか、引き続き、出席については現に議場にいることを前提にしつつ、議決と議決以外の議事で定足数の要件を分け、後者については過半数の要件を緩和することにより、出席ではない位置付けで、オンラインにより参加することを可能とする考え方もある。これらについて、国会における取扱いの状況も参考としつつ、丁寧な検討を進めていくべきである。
- 同時に、オンラインによる出席を可能とする場合、本人確認をどのように行うか、住民に対する議事の公開をどのように行うか、特定の第三者による関与がないことをどのように担保するかといった点に関し、現に議場にいるという意味での出席と同様の環境をどのように確保するか、また、各議会において現実にそのような環境を整備することが可能かを検討する必要がある。その際には、一部の団体で取組が始まっている委員会へのオンラインによる出席において生じた課題やその対応等の検証も行うべきである。

23

(参考) 本会議のオンライン開会に関する議論の状況について

地方議会における「出席」の解釈

<地方自治法>

[定足数]

第百十三条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。(略)

[表決]

第百十六条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

② (略)

「現に議場にいる」  
との解釈

本会は、近年の大規模自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症のまん延、議員の出産・育児と議会活動の両立が求められる状況等を踏まえ、**本会議をオンラインにより開催できるよう決議し、国に要請**  
(令和3年7月14日第169回総会)

国会における「出席」の解釈

<憲法>

[定足数]

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② (略)

「現に議場にいる」  
との解釈

衆議院憲法審査会※は、**令和4年3月8日**、緊急事態が発生した場合等に本会議の開催が必要と認められるときは、**例外的にオンラインによる出席も含まれるとの議論の大勢について議長に報告**

※憲法審査会について

- 国会法第102条の6の規定により、平成19年8月7日から両議院に設けられている機関(前身は、平成12年1月20日に設置された憲法調査会で、憲法調査特別委員会を経て今に至る)
- 憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査

松本総務大臣の国会答弁 (令和4年12月6日衆議院総務委員会)

- 本会議のオンライン開催は、(略) 慎重に検討していきたいというふうに思っているところでございます。国会についても、(略) 問題、課題は同じではないかと(略) 御理解いただけたらと思います。

24



## 本会議について

問	答
1 本会議に出席が困難な事情を抱える議員があり、欠席事由に該当する場合、議場に出席している議員数が定足数を満たしていれば、議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で執行機関に対し質問を行うことは可能か。	<p>(前略)</p> <p>○ (略) 本会議における議事は「出席議員の過半数」で決することとされており、表決は議員が議場において行わなければならない。このため、<u>表決に対する賛否の意見の開陳として行われる討論や、表決・討論の前提として議題となっている事件の内容を明確にするために行われる質疑は、議員が議場において行わなければならない</u>と考えられる。したがって、これらに該当する発言を、欠席議員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で行うことはできないと考えられる。</p> <p>○ <u>他方、これらに該当せず、団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」として行われる発言については、(略)各団体において所要の手続（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えない</u>と考えられる。</p>

## 委員会について

問	答
2 委員会への出席が困難な事情がある場合として、 <u>例えば、災害の発生や、育児・介護等の事由をもって、議員が、いわゆるオンラインによる方法で委員会に出席することは可能か。</u>	<p>○ 地方自治法第109条第9項において、委員会に関し必要な事項は条例で定めることとされており、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じた上で、委員会への出席が困難と判断される事情がある場合に、オンラインによる方法により、委員会に出席することは差し支えないと考えられる。</p> <p>○ <u>具体的にどのような場合にオンラインによる方法での出席を可能とするかについては、各団体において判断されるものであり、ご質問のような事由がある場合に、各団体の判断で、オンラインによる方法での委員会への出席を可能とすることも差し支えない</u>と考えられる。</p>

25

## 答申について⑦

※下線は本会事務局

### 2 議会に関連する手続のオンライン化

- 議会が関わる法令上の手続には、書面等により行うことが求められているものがあるが、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」により、議会と行政機関等との間で行われるものについては、原則として、既に、オンラインにより行うことが可能とされている。
- 他方、住民の議会に対する請願書の提出や、議会から国会に対する意見書の提出など、住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続は、同法の適用対象外とされている。多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続についても、一括して、オンラインにより行うことを可能とするべきである。

26

結び

□ 近年、我が国では、様々な分野で多様な人材の社会への参画を進めることの必要性が指摘されている。例えば、男女共同参画の観点からは、官公庁のほか、企業、教育機関、自治会、消防団などにおいて女性の登用・採用を進めるための取組が行われている。このようなか、当調査会では、議会についての現状認識と課題を踏まえ、多様な人材が参画し住民に開かれた議会の実現に向けた対応方策について調査審議を行った。本答申を踏まえ、各議会、議長の全国的連合組織や国において、それぞれ必要な対応が行われることが期待される。

□ そもそも、議会は、住民自身の権利として、また、住民自身の責任において団体の運営を行うという住民自治の根幹をなす存在であり、多様な人材が参画し住民に開かれた議会を実現するのは、住民の基本的な役割である。今後、人口減少や高齢化、激甚化する災害など、地域社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中で、住民自身が地域社会のあり方について十分に考えることが求められ、その関心と注視と責任の下で、議会が役割を発揮していくことが望まれる。デジタル技術は、そのための効果的な手法になり得る。議会運営の合理化や利便性の向上のために導入するにとどまらず、多様な人材の議会への参画や住民に開かれた議会の実現に資するよう積極的に活用されることが期待される。

(参考) **全世代型社会保障構築会議報告書概要(年金部分)**

令和4年12月16日、「全世代型社会保障構築会議(座長：清家篤 日本赤十字社社長・慶應義塾学事顧問)」が、**勤労者皆保険の実現に向けた取り組むべき課題等**の提言を取りまとめ、同構築本部(本部長：岸田内閣総理大臣)に提出。岸田内閣総理大臣が同報告書に基づき、課題克服のための取組を着実に進めるよう、担当大臣に指示。

今後の改革の工程  
(次期年金制度改正に向けて検討・実施すべき項目)

実施すべき項目

○短時間労働者(週20時間以上)への被用者保険の適用拡大(企業規模要件の撤廃)

・勤め先の企業の規模によって被用者保険の適用に違いが生まれる状況の解消を早急に図るべき。

【令和2年法改正に基づく適用拡大】

企業規模要件 賃金月額88,000円以上、500人超から  
(R4.10月から)・常時100人超の事業所



(R6.10月から)・常時50人超の事業所

○常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消

・被用者保険の強制適用の有無が異なる状況の解消を早急に図るべき。

【令和2年法改正に基づく適用拡大】

(R4.10月から)  
弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業を適用業種に追加

検討すべき項目

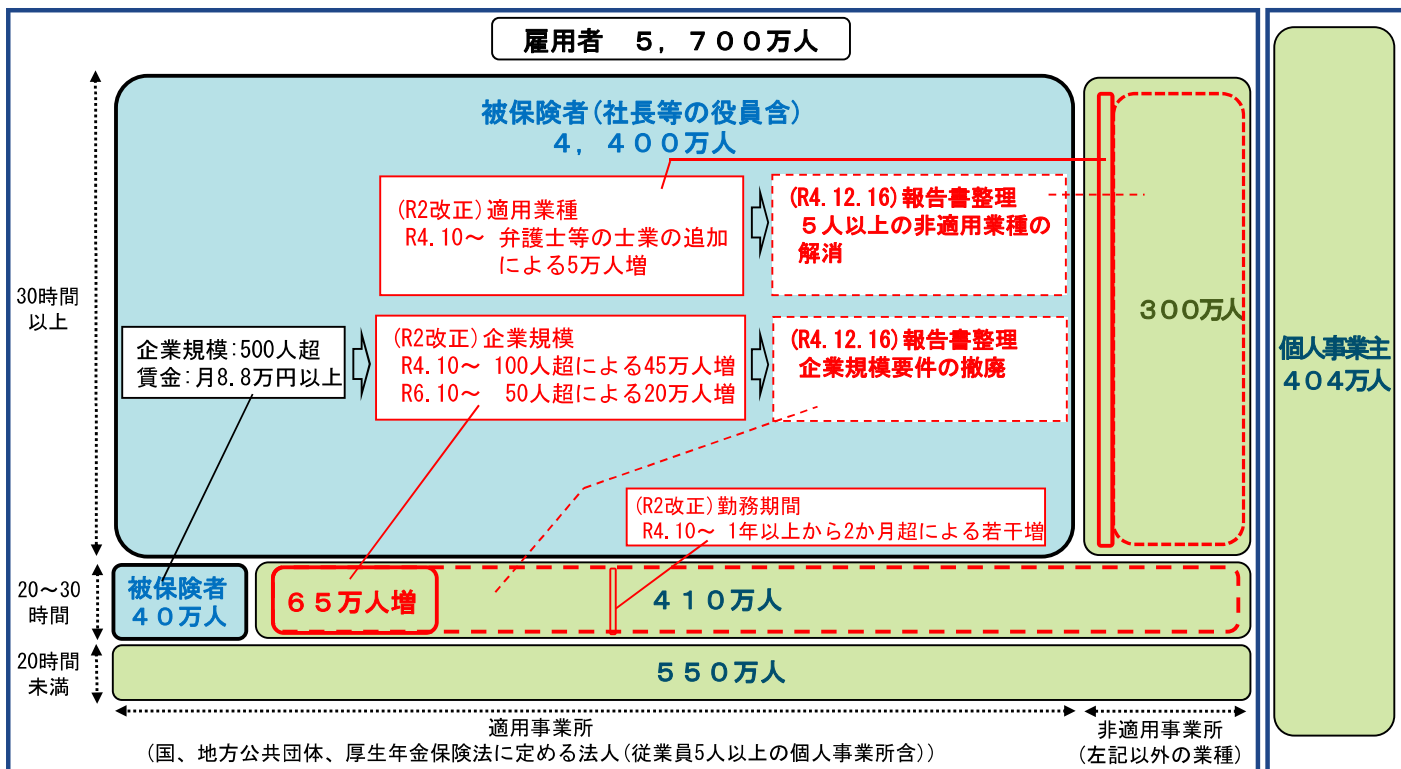
○週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大

・週労働時間20時間未満の短時間労働者についても、中立的な被用者保険を提供する観点から適用拡大を図ることが適当と考えられることから、実務面での課題や国民年金制度との整合性等を踏まえつつ、着実に検討を進めるべき。  
・5人未満の個人事業所についても、被用者保険の適用を図る道筋を検討すべき。

○フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理

・「被用者性」が認められる現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、被用者保険の適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべき。  
・「労働者性」が認められない方々については、実態や諸外国の例なども参考としつつ、被用者保険の適用を図ることについて引き続き、検討を深めるべき。

(R4. 12. 16) 報告書整理  
 フリーランスなどの社会保険の適用のあり方の整理  
 ① 被用者性が認められる労働者は適用を検討  
 ② ①以外の者は、諸外国の例など参考としつつ検討



(厚生労働省「2019(令和元)年財政検証結果レポート」を基に作成、「個人事業主404万人」は総務省統計局「労働力調査2018年平均」より引用)

## 答申等を踏まえた地方自治法改正案について

## 地方自治法の一部を改正する法律案の概要

検討中

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の職務の明確化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等を行う。

### 1. 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

- ① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化
    - 多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化する。
  - ② 請願書の提出等のオンライン化
    - 地方議会に対する住民からの請願書の提出など地方議会に係る手続(※)について、一括してオンライン化を可能とする。
- ※現行法上、住民と議会、議会と国会等の間の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の適用対象外。

### 2. 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

- 会計年度任用職員について、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、勤勉手当の支給を可能とする。

### 3. 公金事務の私人への委託に関する制度の見直し

- 地方公共団体の公金事務の私人への委託に関する制度において、原則として全ての歳入の収納事務について、地方公共団体の長の判断で私人への委託を可能とする(※)。
- ※現行法上、法令で掲げる歳入のみ委託が可能
- 適正な公金取扱いを確保するため、受託者に対する監督、再委託の場合のルール等に係る規定を整備する。

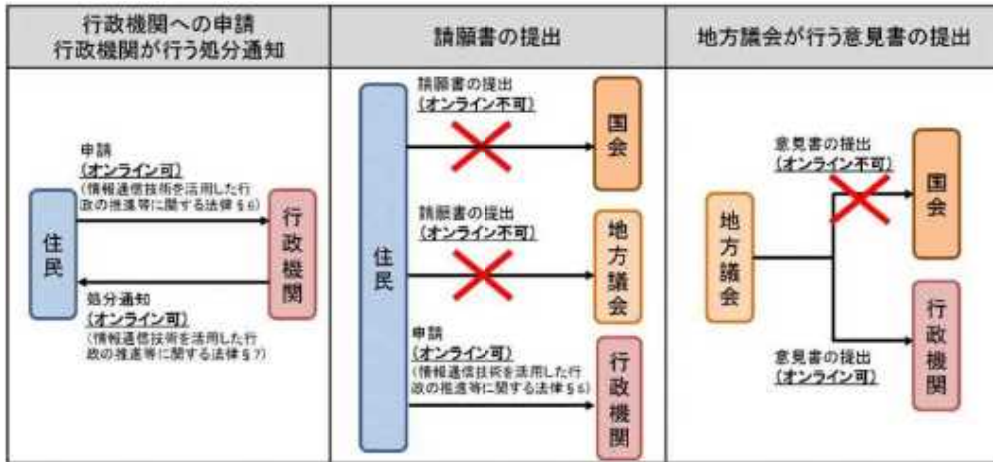
#### 【施行期日】

- 1① : 公布の日
- 1②、2及び3: 令和6年4月1日

## 議会に関連する手続のオンライン化について

## 議会に関連する手続のオンライン化について①

○住民からの請願、国会への意見書の提出は、現在、オンラインにより行えない。



○上記以外の以下の地方自治法上の手続も、オンラインにより行えない。

第100条第15項	政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出
第100条第6項	議案の提出
第112条第1項	
第118条第6項	議会における選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付
第123条第4項	会議録の書面の写し又は磁気ディスクの提出
第127条第3項	議員の資格決定に係る決定書の交付
第137条	欠席議員に対する招状の発出

(第33次地方制度調査会第9回専門小委員会(令和4年11月28日)配付資料を基に作成)

### 第33次 地方制度調査会 答申

多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続について一括して、オンラインにより行うことを可能とするべきである。

## 議会に関連する手続のオンライン化について②

### ○議会に関連する手続のオンライン化に対応した会議規則等に関する課題

- 請願書の提出の際に、地方議会に対する請願の提出に当たっては、地方自治法上、「議員の紹介」が必要とされているが、オンライン化するに当たってどのような手続とすることが考えられるか（「議員の紹介」の法的性格についてどのように考えるべきか。）。
- 「議員の紹介」の際、多くの議会の会議規則で、議員の署名又は記名押印が求められているが、オンライン化するに当たってどのような手続とすることが考えられるか。
- 請願書の提出の際、多くの議会の会議規則で、請願者の署名又は記名押印が求められているが、オンライン化するに当たってどのような手続とすることが考えられるか。

- 議会運営等問題協議会（各ブロック1名の事務局長で構成）において、議会に関連する手続のオンライン化に対応した標準会議規則等の改正案を取りまとめ、本年7月の役員会に提案の予定



# 地方議会からの意見書の活用・デジタル化に係る参議院の検討について

## 参議院自民党「地方議会からの「意見書」に関するPT・WG」取りまとめ

### <取りまとめ（令和3年5月18日）>

参議院は、創設以来、それぞれの都道府県を一つの選挙区とする地方区と全国を一つの選挙区とする選挙において選出された議員より構成されており、「地方の院」として地方の声を国政に反映させることが期待されている。

参議院は、地方創生の実現に向けて、地方の声をより国政に反映させる趣旨で、地方自治法第99条による地方議会から提出された意見書（以下、意見書）を、本院の審議において一層活用できるよう、以下の取組みを進めるべきである。

1. 平成31年・令和元年に参議院に提出された意見書に係る調査・分析が、参議院行政監視委員会調査室により行われている（「立法と調査」、令和2年4月～7月）。これらは、参議院議員の質疑等を通じた審議の充実に有意義であるので、同様の調査・分析を行い、年に一度、電子的に公開する。
2. **参議院に提出された意見書は、院内イントラネットにて、受理日ごとに一覧化され、受理年月日、件名、地方議会名で整理されているが、デジタル化の流れを受けて、意見書に記載された内容を検索できるようにシステムの整備を図る。**
3. 解散がなく、議員の任期が6年であるとの参議院の特徴に着目し、長期的かつ総合的な調査を行う目的で設けられた独自の機関である調査会制度を活用する。**調査会では、参議院に提出された意見書を踏まえた発言を、三議長会、地方議会や有識者等から聴取し、議論を行う機会を設ける。**

### <検討期間>

令和2年11月27日～  
令和3年5月18日  
（5回の会議を開催）

### <主な役員>

- PT座長  
世耕 弘成  
参院自民党幹事長
- WG座長  
二之湯 智  
参院自民党政審会長
- WG座長代理  
末松 信介  
参院自民党国対委員長

## <報告書（令和4年6月8日）※「意見書」に係る部分を抜粋>

### Ⅳ 主要論点の整理

#### 1. 参議院の在り方に関する議論

##### (2) 地方代表的な性格

○地方・地域の声を反映させるための方策として、参議院と地方が協議、連携する委員会や協議会などの設置、地方創生関係の議案を参議院先議とすること、**地方議会の意見書への対応や地方からの意見聴取の充実により地方代表の性格を強めるとの提案があった**（94～95頁）。

#### 4. 委員会・調査会等の整理再編・充実、行政監視機能の更なる充実に関する議論

##### (1) 委員会・調査会等の整理再編・充実

○**審議を充実、活性化させる方策として、（略）地方議会からの意見書を更に活用するとともに、予算や決算の審議において地方からの意見聴取を充実させるとの意見（略）などの提案があった**（101頁）。

#### 5. デジタル化、オンライン審議に関する議論

##### (1) デジタル化

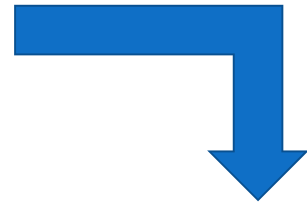
○デジタル化の具体的な提案として、**地方議会からの意見書のデジタル化（略）などの意見があった**（102頁）。

## <検討期間>

令和3年5月26日～  
令和4年6月8日  
（13回の会議を開催）

## <座長>

○世耕 弘成  
参院自民党幹事長



○報告書の主要論点については、通常選挙（令和4年7月10日選挙）後に新たに設置される次の参議院改革協議会に引き継ぎ

○新たな参議院改革協議会は、令和4年11月に設置され活動中（これまで3回実施）

37

## 議会のデジタル化に係る本会の取組について

## 本会の取組

○本会では、都道府県議会のデジタル化に関する方策を検討し、各議会で効果的に推進できるようにするため、議長で構成する「都道府県議会デジタル化推進本部」の下に有識者による「都道府県議会デジタル化専門委員会」（座長：河村和徳東北大学准教授）を設置

## 専門委員会の活動

### 議会がデジタル化推進に取り組む基本的な考え方報告書（令和3年6月）

- ・議会のデジタル化の大きな目的は、行政の高度化に対応しつつ、**平時・災害時・コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮し、住民とのコミュニケーションを確保すること**
- ・議会のデジタル化を進める際には、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、**全ての人を包摂する視点を持ち、根拠・データに基づく政策提案・評価を意識して進めることが必要**
- ・都道府県議会は広域地方公共団体の議会として、域内の市町村の先頭に立ち改革を行っていくことが必要

### 委員会のオンライン開会による意義等に関する報告書（令和4年4月）

- ・委員会のオンライン開会による意義は、
  - ・**コロナ禍や災害時などにおいても、審議を実質的に深める場である委員会を開会できるようになること**
  - ・**育児、介護等の理由により委員会審査に出席したくてもできない議員が委員会に出席できるようになること**
- ・オンライン委員会開会のための条例等は24都道府県で整備済（令和4年12月現在）  
北海道、秋田県、東京都、茨城県、栃木県、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、鳥取県、愛媛県、大分県、長崎県、熊本県

### 現在、検討中のテーマ

デジタル化が進む中、

- ・議会がどのように住民の声を把握するか、
- ・議会がどのように住民へ分かりやすく興味、関心を持てるよう情報発信を行ったらいかなど



39

## （参考） 韓国の都道府県議会におけるデジタル化の取組

第18回都道府県デジタル化専門委員会 高選圭大邱大学招聘教授発表資料から

### [韓国の地方議会の歴史]

- ・1949年 地方自治法成立
- ・1961年 軍事政権により地方議会解散
- ・1987年 民主化運動・民間人政権成立
- ・1991年 地方議会が復活

- ⇒ ● 地方議会を民主化運動で勝ち取ったという意識
- 1990年代の社会の情報化とともに地方議会が活性化
  - デジタル化は地方議会活性化の手段との認識

### [韓国の地方議会（済州島議会）の取組]

- ・コロナ禍において、補正予算案審議への対応でオンライン会議の取組が進展
  - － 市政質問、答弁
  - － 議案説明、討論
  - － 電子表決
- ・議会や行政の資料は電子図書館で貸出
- ・議会活動はSNSでリアルタイム配信
- ・住民からの条例制定請求はオンラインで可能（LINEやKakaoなど民間認証を活用）
- ・選挙時の公約と議会活動を紐づけて公開

⇒ デジタル化を通じて、数多くの住民が効率的に議会に参画し、デモクラシーの高まりに寄与



議員活動支援センター（電子図書館）



オンライン議会の様子

40



# 議会のハラスメントの防止について

## 議会のハラスメントの防止について

### 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正

○令和3年6月16日に公布・施行された「**政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律**」（令和3年法律第67号）で、**国及び地方公共団体は、ハラスメントの発生の防止を図るとともに、研修の実施、相談体制の整備などの施策を講ずるものとされた。**

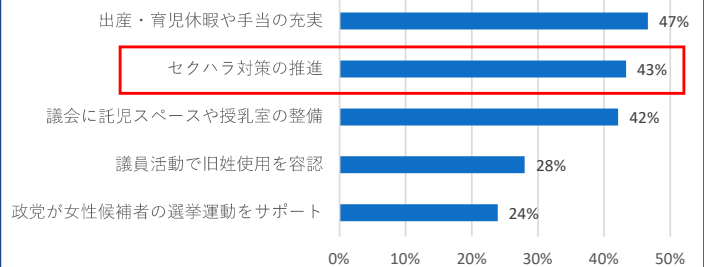
— 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 —  
(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 対策の必要性

- 都道府県議会議員における女性比率は11.6%(令和3年7月現在)
- 東北大学河村和徳准教授の全市区議会議員を対象とした意識調査では、女性地方議員を増やすために有効な取り組みとして、43%がセクハラ対策の推進を選択

女性地方議員を増やすために有効な取り組み



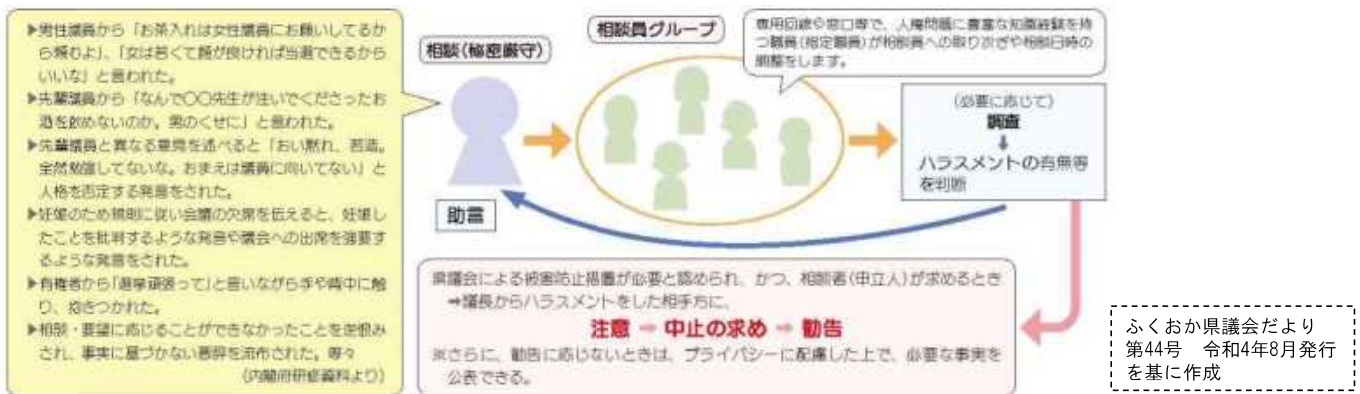
東北大学河村和徳准教授の地方議員のあり方等に関する調査（令和4年2月）  
全市区議会議員(18,967人)を対象とし有効回答数7,704

# 福岡県議会における議会関係ハラスメントを根絶するための条例

福岡県議会では、日本国憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重の趣旨と「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、福岡県内全ての地方議会から、議員によるハラスメントや議員および議員になろうとする方に対するハラスメントを根絶するため、令和4年6月定例会において「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」を議員提案で制定（令和4年7月5日公布）

## 条例のポイント

- 県議会議員等の責務（高い倫理観が求められる立場とハラスメントが人権侵害行為であることを自覚し、全ての人に対して「ハラスメントとなる（おそれがある場合も含めて）言動」を慎むべきこと）を規定  
→県民にも本条例の趣旨の理解と本条例によるハラスメントの根絶に協力いただくことを要請
- 市町村議会を含めた議員などに対する研修の実施
- 市町村議会を含めた具体的な議会関係ハラスメント事案について、弁護士等の外部有識者（第三者機関）に相談できる体制を整備



43

# 全国都道府県議会議長会によるハラスメント防止研修会

○本会では、各都道府県における取組の一助として、都道府県議会議員を対象とした研修会を開催

## 研修会の概要

### <実施日時等>

日時：令和4年9月8日（木）  
開催方法：オンライン【現在もYoutubeにて録画配信実施中】  
参加者：都道府県議会議員等



### <講師>

三浦まり 上智大学法学部教授



慶應義塾大学法学部卒業後、カリフォルニア大学バークレー校にて博士号（政治学）取得。専門は現代日本政治論、福祉国家論、ジェンダーと政治。内閣府「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会構成員。

### <内容>

議会におけるハラスメントについて、内閣府の映像教材を織り交ぜながら、問題と防止について学ぶ。

- ① 固定的な性別分担意識に基づく行為  
女性議員に対するお茶くみの強要
- ② 性的なハラスメント  
本会議で質問に立った女性議員への性的なヤジ  
懇親会におけるアルコールの強要、体の密着
- ③ マタニティハラスメント  
妊娠した議員への批判や議会出席の強要
- ④ パワーハラスメント  
会議における人格を否定するような罵声・恫喝



内閣府「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」から

44

# 地方議会に関する参考資料

## 第173回定例総会(令和4年10月25日広島県で開催)の地方議会に関する決議事項の取組状況について

決議事項	取組状況
<p>1 議会の位置付け、議員の職務等について、次の3点を地方自治法に明文化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること。</li> <li>○地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと。</li> <li>○地方議会議員は、住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うこと。</li> </ul>	<p>○第33次地方制度調査会の「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方針に関する答申」を踏まえ、総務省が、今通常国会に法案（地方自治法改正案）を提出すべく検討中</p>
<p>2 議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制を緩和するための法改正を行うこと。</p>	<p>○昨秋に召集された第210回臨時国会で「地方自治法の一部を改正する法律」（令和4年法律第101号）により実現</p>
<p>3 議会の招集日に議員の応招が困難となった場合、招集日の変更を可能とすることを法律上明確にすること。</p>	
<p>4 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益な取扱いを禁止するための必要な法改正を行うこと。</p>	<p>○上記の「地方自治法の一部を改正する法律」の「附則」及び「附帯決議」で、政府に対し、地方議員選挙の立候補環境の整備に取り組むよう要請</p> <p>○第33次地方制度調査会答申では、政府が企業に対し、就業規則で地方議員の立候補に伴う休暇制度を設けること等を要請していくことを検討すべきと提言</p>
<p>5 住民から地方議会へ提出される請願書や地方議会から国会等へ提出する意見書が電子的に提出できるなど、議会のデジタル化を促進するための必要な法改正を行うこと。</p>	<p>○第33次地方制度調査会答申を踏まえ、総務省が、今通常国会に法案（地方自治法改正案）を提出すべく検討中</p>
<p>6 議会のデジタル化への取組について技術的・財政的に支援を行うこと。</p>	<p>○第33次地方制度調査会答申では、デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村へ国等が支援を行うよう提言</p>

(注1) 第33次地方制度調査会は、令和4年12月28日、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方針に関する答申」を岸田内閣総理大臣に提出。

(注2) 「地方自治法の一部を改正する法律」（令和4年法律第101号）は、令和4年12月6日に議員立法で提出され同月10日成立。

**これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要①** (第32次地方制度調査会第33回専門小委員会  
(令和2年3月4日) 配付資料を基に作成)  
(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目 (条文)	内容
平成11年 分権一括法	条例制定権の拡大 (14条)	・ 機関委任事務の廃止に伴い、現行制度と同様「法令に反しない限り」全ての事務について条例を制定することができることとされた。
	百条調査権の対象 拡大(100条)	・ 機関委任事務の廃止に伴い、自治事務にあっては「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあっては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、すべての事務に調査権が及ぶこととされた。
	議案の提出要件 及び修正動議の 発議要件の緩和 (第112条第1項)	・ 議案の提出要件である「8分の1以上の者の賛成」及び「8分の1以上の者の発議」を「12分の1以上の者の賛成」及び「12分の1以上の者の発議」に改めることとされた。
	議員定数の 法定定数の廃止 (第90条)	・ 法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとされた。
	市区町村議会に 係る議員定数の 人口区分大括り化と 上限数の設定 (第91条)	・ 市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた(18区分から11区分に変更)。 ・ 2万以上5万未満は26人とし、市区については人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、町村については人口区分が下がるごとに4人～2人ずつ減少させることとされた。
平成12年 自治法改正 ※議員立法	国会に対する 地方議会の 意見書の提出 (第99条)	・ 当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができることとされた。
	政務調査費制度の 創設(第100条 第14項)	・ 条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。
	常任委員会数の 制限廃止 (第109条)	・ 議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止することとされた。

47

**これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要②**  
(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目 (条文)	内容
平成14年 自治法改正	議員派遣制度の創設 (第100条第12項)	・ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとされた。
平成16年 自治法改正	定例会の招集回数の 自由化(第102の2)	・ 議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとされた。
平成18年 自治法改正	専門的事項に係る 調査制度の創設 (第100条の2)	・ 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることとされた。
	議長及び議員への 臨時会の招集請求権 の付与 (第101第2～4項)	・ 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。 ・ 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。
	委員会制度の改正 (第109、110条)	・ 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一の常任委員になることとされた。 ・ 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができることとされた。
	専決処分の要件の 明確化 (第179条第1項)	・ 専決処分の要件につき、「議会を招集する暇がない」から「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に明確化することとされた。
平成20年 自治法改正 ※議員立法	議会活動の範囲の 明確化 (第100条第12項)	・ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされた。
	議員の報酬に関する 規定の整備 (第203条)	・ 行政委員会の委員等の報酬と同一となっている条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。

48

## これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要③

(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目 (条文)	内容
平成23年 自治法改正	議員定数の法定上限 の撤廃 (第90、91条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員定数について、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものとする制度を廃止することとされた。</li> </ul>
	議決事件の範囲の 拡大(第96条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定受託事務に係るものを一律に議決事件から除外していた制度について、法定受託事務についても国の安全に関すること等を除き、原則、条例で定めることができることとされた。</li> </ul>
平成24年 自治法改正	通年会期制の導入 (第102条の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。</li> </ul>
	議長への 臨時会招集権の付与 (第101条第5、6項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。</li> <li>議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。</li> </ul>
	委員会に関する 法定事項の簡素化 (第109条第9項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法定事項を条例に委任することとされた。</li> </ul>
	公聴会、参考人招致 の本会議実施の 法定化 (第109条、 第115条の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされた。</li> </ul>
	政務調査費から 政務活動費への改正 (第100条第14項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。</li> </ul>
平成29年 自治法改正	決算不認定の場合の 長から議会への報告 (第233条第7項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の長等は、決算の認定に関する議案が否決された場合に、当該議決（不認定）を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、その措置の内容を議会等に報告するとともに、公表しなければならないこととされた。</li> </ul>

49

## 令和5年度地方財政対策について

50



# 令和5年度地方財政対策

## 1 地方一般財源総額

**62.2兆円** ⇒ 前年度同水準を確保(交付団体ベース)  
(令和4年度:62.0兆円 + 0.2兆円)

	令和5年度	令和4年度	増減額
地方税・地方譲与税	45.5兆円	43.8兆円	1.6兆円
地方特例交付金等	0.2兆円	0.2兆円	▲0.0兆円
地方交付税	18.4兆円	18.1兆円	0.3兆円
臨時財政対策債	1.0兆円	1.8兆円	▲0.8兆円

## 3 主な歳出項目

### 1 地域のデジタル化の推進

「地域デジタル社会推進費」(令和3年度創設)の事業期間延長・増額

・事業期間 **令和4年度→令和7年度まで**

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等(想定例:デジタル人材の育成・確保など)を一層推進

・事業費 **令和4年度:0.2兆円→  
令和5年度:0.25兆円 令和6年度:0.25兆円**

マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組(想定例:行政手続のオンライン申請など)に係る事業費をマイナンバーカード利活用特別分として令和5・6年度のみ500億円増額

## 2 地方財政の健全化

### 1 臨時財政対策債の抑制

- ・好調な税収を背景に、発行額を制度開始の平成13年度以来最低の**1.0兆円**に抑制
- ・年度末残高見込みは**49.1兆円**  
(令和4年度:52.0兆円 ▲2.9兆円)

### 2 交付税特別会計借入金の償還

- ・償還計画額(令和5年度:0.5兆円)を大幅に上回る**1.3兆円**の償還を実施

### 2 地域の脱炭素化の推進

「脱炭素化推進事業債(仮称)」の創設

・事業期間 **令和7年度まで** ・事業費 **0.1兆円**

「GX実現に向けた基本方針」において、地方団体の役割が拡大(再生可能エネルギー導入の率先実施等)したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるように、新たに「脱炭素化推進事業費(仮称)」を計上し、脱炭素化推進事業債(仮称)を創設

### 3 自治体の施設の光熱費高騰への対応

- ・学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を**700億円**増額

(総務省「令和5年度地方財政対策のポイント及び概要」を基に作成) 51

## 当面の重要な政策課題について

# 令和5年度における重要な政策課題①

## 異次元の少子化対策

スケジュール		基本的な方向性	
1月4日	総理が異次元の少子化対策への挑戦を表明	①児童手当を中心に経済的支援を強化	
1月19日～	関係省庁会議を開催(5回程度)	②学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化、伴走型支援、産後ケア、一時預かり等、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充	
3月末	具体策のたたき台取りまとめ	③働き方改革の推進とそれを支える制度の充実	
4月	こども家庭庁発足(430名、R5予算4.8兆円)		
6月	将来的なこども予算倍増に向けた大枠提示		

### 制度の現状

<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象：中学校卒業まで 1,600万人(R3.2時点)</li> <li>○支給額(月額) <ul style="list-style-type: none"> <li>0歳～3歳未満 15,000円</li> <li>3歳～小学校修了中学生 10,000円(第3子以降15,000円)</li> </ul> </li> <li>○所得制限あり ※一定額まで特例給付5,000円</li> <li>○費用負担 ・国2/3 地方1/3 (一部は事業主負担あり)</li> <li>○令和4年度予算 1兆9,988億円</li> </ul>	<h4>児童手当</h4> <p>&lt;東京都の取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象：18歳以下 200万人</li> <li>○支給額(月額) 5,000円(年間6万円)</li> <li>○所得制限なし ○令和5年度予算1,261億円</li> </ul> <p>&lt;児童手当の拡充に要する財源(報道ベース)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限の撤廃 1,500億円</li> <li>・第2子に3万円、第3子に6万円 2兆円</li> <li>・18歳まで拡大 4,000億円</li> </ul>
---	---

<h4>幼児教育・保育の無償化</h4> <p>3～5歳 無料(所得制限なし)</p> <p>0～2歳 世帯の所得に応じた利用料</p> <p>[住民税非課税世帯：無料]</p> <p>第1子：全額徴収 第2子：半額徴収 第3子以降：無料</p> <p>&lt;東京都の取組&gt;</p> <p>第2子無償化(所得制限なし)</p> <p>対象：約5万人 令和5年10月～令和5年度予算 110億円</p>	<h4>伴走型支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不妊治療の保険適用、出産・子育て応援交付金10万円(R4.4～)</li> <li>○出産育児一時金の引上げ 42⇒50万円(R5.4～)</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象期間 原則1歳まで(最長2歳まで)</li> <li>○支給額 休業開始時の賃金の67%(6か月経過後は50%)</li> <li>○対象者 雇用保険の被保険者</li> </ul>	<h4>育児休業給付</h4> <p>※非正規労働者のうち、1歳6か月までに労働契約期間が満了し、かつ継続雇用されない契約となっている者は対象外</p>
---	--

53

## 自由民主党「こども・若者」輝く未来実現会議(令和5年2月6日) 須崎社会文教委員長(愛知県議会議長)発言要旨

「こども・若者」輝く未来創造本部(本部長：茂木敏充幹事長)の下に設置された標記会議の地方六団体ヒアリングに須崎かん社会文教委員長(愛知県議会議長)が出席し発言

### 1 全国一律のインパクトのある経済的支援の必要性

・子育て世帯への経済的支援は、財政的に余裕のある自治体のみが充実すべきものではなく、できる限り全国一律でインパクトのある支援を思い切って実施すべきである。

### 2 安定的な財源確保(国民負担)、継続的・効果的な取組

・経済的支援には安定的な財源が必要。国民全体の納得を得るため、単発的ではなく、教育を含めた今後10年、20年の継続的な子育て支援施策全体の姿を示すべきである。

・施策の充実は今後または将来の国民の負担につながるため、効果があるものでなければならない。十分な議論、検討をお願いする。

### 3 児童手当の拡充と国民に分かりやすい制度の実現

・児童手当は拡充すべきである。

・その所得制限撤廃については、0～2歳の保育料が所得に応じた負担となっていること、高校授業料の支援金に所得制限があることも考慮し、国民に分かりやすい制度にする必要がある。

### 4 子育てに係る企業の理解促進と保育の質の向上

・子育てどころではない方、収入減で結婚できない方もいる。非正規の方が育児休業を取得しやすくなる企業の環境づくりなど、社会全体の理解が深まるような取組を進めてもらいたい。

・保育の質の向上を国としても進め、雇用される人に優しい社会に変えていく必要がある。

### 5 少子化に歯止めをかける東京圏への一極集中の是正

・コロナ禍で東京圏への転入超過数は一時減少したものの、再び拡大傾向。

・東京都は18歳以下全員への月額5千円給付を表明したが、出生数を一気に増やすことは困難。東京圏への一極集中が進めば、国全体の少子化が加速すると危惧。

・住宅価格が相対的に低く、子育て環境の良い地方への企業の移転など、東京圏への一極集中是正のための施策を強力に推進していただきたい。

### 6 少子化対策の上でも重要な賃上げの推進

・全体的な賃上げが進まなければ結婚や出産も増えない。

・少子化対策上も重要課題なので、更なる推進を求める。

54

## 令和5年度における重要な政策課題②

### デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日 閣議決定)

#### <基本的な考え方>

- ・ デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- ・ 東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方の社会課題解決を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげる。

- ・ 令和5～9年度の新たな総合戦略
- ・ 地方も地方版総合戦略を改訂

#### 【東京一極集中是正】

##### 目標:令和9年度

東京圏の転入超過 0人(令和3年度 83,827人)

地方への移住・定住の推進

〔東京圏から地方への移住・定住、地方での起業の推進、地方創生テレワークの推進等〕

#### ◎令和5年度拡充施策

東京23区在住者、23区への通勤者⇒地方に移住し起業・就業〔移住支援金〕

- ・ 1世帯=最大100万円
- ・ 子ども1人当たりの加算=30万円⇒100万円  
(子育て世帯の移住を強力に後押し)

#### 【デジタル人材の確保】

##### 目標:令和4～8年度

デジタル推進人材 累計230万人育成

#### 【デジタル基盤の整備】

##### 目標:令和9年度

光ファイバの世帯カバー率 99.9%(令和2年度末 99.3%)

#### 【誰一人取り残されないための取組】

##### 目標:令和9年度

デジタル推進委員 5万人(令和4年度 2万人)

##### 目標:令和12年度

5Gの人口カバー率 99.3%(令和2年度 30%)

(「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を基に作成) 55

## 令和5年度における重要な政策課題③

### GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日 GX実行会議決定)

#### 【再生可能エネルギーの主力電源化】

##### 目標:令和12年度

電源構成に占める再生可能エネルギー比率: 36～38%(令和3年度 20.3%)

<再エネ導入拡大に向けた施策>

- ・ 次世代ネットワークの構築: 全国規模での地域間を結ぶ系統整備、北海道からの海底直流送電の整備
- ・ 調整力の確保: 定置用蓄電池の導入加速(コスト低減、早期ビジネス化)
- ・ イノベーションの加速: 太陽電池(公共施設、住宅等への設置拡大)、洋上風力(浮体式洋上風力の導入)

### 食料安全保障強化政策大綱(令和4年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)

#### 【食料安全保障の強化】

##### 目標:令和12年

- ・ 肥料使用量に占める国内資源の割合: 40%(令和3年 25%)
- ・ 麦・大豆・飼料作物等の生産面積: 小麦+9%、大豆+16%、米粉用米+188%(令和3年比)
- ・ 事業系食品ロス量: 半減(令和2年 546万t)
- ・ 農林水産物・食品の輸出額: 5兆円(令和3年 1.2兆円)

#### 【食料・農業・農村政策の新たな展開(食料・農業・農村基本法の改正)】

##### 目標:令和5年度中

生産者の減少・高齢化など我が国農業の厳しい状況を踏まえ、食料・農業・農村基本法改正案を国会提出

(「GX実現に向けた基本方針」、「食料安全保障強化政策大綱」を基に作成) 56



令和3年7月5日

## 議会改革に関する諮問書

- 京都府議会は、これまでから開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実など様々な議会改革の取組を実施してきたところである。
- 今期前半の2年間においては、地域の課題や要望を府政に反映するための議員力の向上や、執行機関に対する政策提言を行うための議会・委員会運営のあり方の検討を行い、議会としての力を高めてきたところであるが、これらの取組や成果を議会の機能のさらなる強化に着実につなげていくことが求められる。
- 昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大や近年頻発する大規模災害、またデジタル技術やICT化の進展などの社会の動きに対応するため、議会が果たす役割はますます重要になっているとともに、こうした議会が果たす役割を府民に的確に伝え、府議会に対する理解を深めていく取組も欠かせない。
- さらには、府民の信託を受けた議員として、識見を持った活動を行うとともに、不断の研鑽に努めなければならない。

以上の点から、議会改革の課題として、次の検討をお願いしたい。

- 1 感染症のまん延等の緊急事態や大規模災害の発生時において、府議会が二元代表制の一翼を担う府の意思決定機関としての機能を効果的に発揮できる仕組みづくりの検討
- 2 議員力の向上を図り、審議の充実や効果的な政策提案を行うため、デジタル技術やICTの活用促進を含めた、機動的かつ能動的な議会運営の検討
- 3 府の意思決定機関としての府議会の活動を府民にわかりやすく発信し、府議会への理解を一層高めるため、現状の広報番組等の検証や新たなメディアの活用など、効果的な広報広聴の実施の検討
- 4 府民への説明責任を果たすため、政務活動費の用途の一層の透明化・適正化に向けた政務活動費制度のあり方の検討

## 議会改革に関する検討組織の設置について

### 1 名 称

議会運営委員会議会改革検討小委員会

### 2 構成等

- (1) 委員会は、委員 12 人をもって構成する。
- (2) 委員は、議会運営委員長が指名する。
- (3) 小委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 小委員会は、議会運営委員会条例に規定する会派に属さない議員の出席を求めることができる。

### 3 作業部会

- (1) 小委員会に、検討事項のうち「京都府議会 I C T利活用推進・実施計画」の進行に関することについて検討するための作業部会を置く。
- (2) 作業部会は、委員のうちから小委員長が指名する委員 5 人をもって構成する。
- (3) 作業部会長は、作業部会に属する委員の互選により選出する。

### 4 運 営

- (1) 公 開 傍聴については、議会運営委員会に準じる。なお、会議の概要をホームページで公開する。
- (2) 参考人 必要に応じ、学識経験者を参考人に招致し、意見を聴取する。

### 5 検討事項

- (1) 感染症のまん延等の緊急事態や大規模災害の発生時において、府議会が二元代表制の一翼を担う府の意思決定機関としての機能を効果的に発揮できる仕組みづくりのうち I C Tの活用に関する事
- (2) 議員力の向上を図り、審議の充実や効果的な政策提案を行うため、デジタル技術や I C Tの活用促進を含めた、機動的かつ能動的な議会運営